

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 1 回会議要旨

＜開催日＞

平成 25 年 5 月 21 日（火）

＜場所＞

区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

＜出席者＞

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（4 名）

中山行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

＜開会＞

【部会長】

平成 25 年度の第 1 回第 2 部会を開催します。

前回スケジュールを調整したとおり、本日から 10 月にかけて外部評価を進めていくことになります。よろしくお願いします。

本日は、今年度第 2 部会で行う経常事業評価の対象を抽出します。

まず事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、第 2 部会における、今年度の経常事業評価のスケジュールについてご説明します。

本日経常事業評価の対象の抽出を行い、それに基づき 6 月の下旬から 7 月の中旬までヒアリングを計 4 日行います。その後、8 月下旬から経常事業評価の取りまとめを行います。スケジュールに関しては以上です。なお、ただ今ご説明したスケジュールはあくまで予定であり、予備日等を使用して作業を進める場合もございます。

続きまして、評価の方法についてご説明します。例年同様、基本的には内部評価についてご評価いただきます。評価にお使いいただく資料としては、経常事業評価シート、予算事業シートのほか、事業に関するパンフレット、ヒアリング、文書質問とそれに対する回答、補助事業については過去の評価結果などをお使いいただきます。

それから、今年度は事業別行政コスト計算書を作成しますので、こちらもご参考にお使いいただきます。事業別行政コスト計算書の説明については、後日改めて行います。

次に、皆様にご作成いただく外部評価チェックシートについてご説明します。チェックシートは委員ごとにお作りいただきます。昨年同様、「適当でない」とご判断いただいた項

目については必ずご意見を付してください。また、今年度は「総合評価」の欄については評価の内容に関わらず、必ずご意見を付していただきたいと考えております。外部評価チェックシートについては以上です。

最後に、ヒアリングの方法について御説明します。

ヒアリングは、原則として1事業につき25分間を目途に行います。所管課長による体系説明を含めた事業の説明を10分間、質疑応答を10分間、調整時間を5分間で計25分間です。1日最大6事業、4日で全23事業のヒアリング実施を見込んでいますが、各課長の都合等により、場合によっては予備日を使用する場合もございます。

事務局からの説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

事務局の説明に対してご質問等あればどうぞ。

【委員】

事業別行政コスト計算書というのがどういうものか、少し不安ですね。

【事務局】

その事業について総コストが幾らかかっているか、客観的に示すものです。現在のところ23年度と24年度を対比する形でお出しをすることを考えております。ただし、こちらはあくまで評価の参考にさせていただくためのものであり、そのデータを見て高い低いなどのご判断をいただく趣旨ではございません。ご了承ください。

【委員】

事業別行政コスト計算書を評価するわけではないということですね。

【事務局】

はい。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

では、評価対象の抽出に移りますが、第2部会については特に経常事業の評価対象数が多いため、一部を第3部会に移すことになります。自分たちで評価する事業の抽出だけでなく、どの事業を第3部会に移すのかも併せてご検討いただきます。

まず事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。お手元にお配りしている資料1「平成25年度経常事業評価対象事業一覧」をご覧ください。これは外部評価の対象になっている事業を部会別にまとめた表です。

事業名の背景が白抜きになっているものが経常事業、色がついているものが直上の経常事業を構成する予算事業です。予算事業と経常事業が1対1の事業については予算事業の記載はありません。

備考欄に「必須」と記載されている事業は、平成24年度の当初予算額が1000万円以上

のもので、必ず外部評価いただきます。逆に「除外」と記載されている事業は、24 年度の当初予算額が 100 万円以下のもので、原則として外部評価の対象外です。

資料 1 の見方については以上です。

続きまして、第 2 部会から第 3 部会へ移す事業についてご説明します。前回皆様にご検討いただいた結果により、15 事業を第 3 部会へ移すことになります。

移す事業については、1 個 1 個ばらばらにどれとどれを移すかを検討するのではなく、ある程度まとめた形で移すよう、また、第 2 部会の専門性をできるだけ損なわないよう、それから、第 3 部会の負担が過大に重くならないようご検討いただきたいと思います。

なお、事務局案としては、第 2 部会は介護保険を除く福祉と健康の分野、第 3 部会は子ども家庭、教育、介護保険の分野という形を担当するのが良いのではないかと考えております。本案は、本会に先立って、第 2、第 3 部会長と事務局で相談を行い作成したものです。

事務局からの説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

まず、事務局案について御意見はいかがでしょうか。

【委員】

子どもの関係が全部第 3 部会に行ってしまう感じですね。

【部会長】

そうですね。先程事務局からあったとおり、ある程度まとめた形で移す必要がありますので、子ども家庭部の 3 つの事業は全てやるか、全て移すかのどちらかになります。

【委員】

第 2 部会はこれまでも子供の施策にはかなり力を入れてきておりますし、子供の団体から推薦されて委員になっている方もいることを踏まえれば、子どもの関係は見たい思いがあります。

【委員】

同じような意見です。気になる場所ですね。

【委員】

前期から教育と子どもに関する事業にはかなり関わってきていますしね。

【委員】

特に、84「ひとり親家庭の支援」については金額もかなり大きいし、福祉と表裏の関係の事業だと思います。ですから、ぜひこの事業は見たいと思います。

【事務局】

保健予防課の所管する事業には、14 の予算事業で構成されているものがあります。これに移してしまうと第 3 部会にとってかなりの負担になるものと思いますので、入り繰りを行うのであれば、高齢者福祉課か衛生課からお願いしたいと思います。

【部会長】

子ども家庭課の３事業だけにするか、教育委員会の４事業も併せて引き取るかによって、入り繰りする事業の数が変わりますね。

【委員】

高齢者福祉と子ども・教育に関しては去年からやっておりますから、出来れば評価したいです。

【委員】

そう思いましたよね。

【委員】

第２部会の専門性を考えると、教育委員会についても対象にすべきと思います。

【委員】

衛生課の事業を第３部会にお願いするというのはいかがでしょう。

【部会長】

その部分を決める前に、介護保険を第３部会にお願いするというのはいかがですか。ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

では高齢者福祉課の事業は第２部会で評価することとします。

次に、衛生課の事業を第３部会にお願いするという先程案にご異議のある方はいらっしゃいますか。

<異議なし>

では、第２部会の案としては、高齢者福祉課、子ども家庭課、教育委員会、保健予防課の事業を第２部会で、介護保険課、衛生課の事業を第３部会で評価することとしましょう。

ただし、これで第３部会の方が納得されるかは聞いてみないとわかりませんので、今日のところは暫定となります。

次に、第２部会で評価を行う事業の抽出を行います。これも今日のところは暫定ということになりますね。最初に事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。皆様には「必須」と「除外」を除いた１１事業から５事業をご抽出いただきます。

まず、抽出対象となる事業を読み上げます。223「補聴器及び杖の支給」、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」、227「回復支援家事援助サービス」、228「ちょこっと困りごと援助サービス」、232「介護支援ボランティア・ポイント事業」、233「在宅復帰リハビリテーション連携事業」、234「特別永住者等福祉特別給付金」、249「成年後見審判請求事務等」、83「母子・家庭相談員の活動」、87「学校安全対策」、88「学童交通安全対策」、以上１１事業の中から、５事業の抽出をよろしくをお願いします。

【部会長】

では、何かご意見のある方はどうぞ。

【委員】

228「ちょこっと困りごと援助サービス」は社会福祉協議会への委託事業ですよ。

【委員】

そうですね、社協に委託している、区民に直結している事業です。高齢者が困っている場合に利用が求められるのです。でも、なかなか区民に認知されておらず、同じ人が何回も利用している状況があるようです。

【委員】

高齢の区民に直結する事業なので、気になりますね。

【部会長】

では評価対象としましょうか。

<異議なし>

【部会長】

では次ですが、万遍なく評価する必要があると思いますので、自由選択枠のない保健予防課を除く子ども家庭課と教育委員会からも選びましょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

そうすると子ども家庭課は自由選択事業が1つだけなので、83「母子・家庭相談員の活動」は決定ですね。教育委員会は87「学校安全対策」と88「学童交通安全対策」がありますが、評価したいものはございますか。

【委員】

学校安全対策は気になります。

【部会長】

では87「学校安全対策」を評価対象としましょうか。

<異議なし>

あと2事業ですね。ご希望の事業があればどうぞ。

【委員】

予算が大きいことと、社会福祉協議会が絡んでいるということから、232「介護支援ボランティア・ポイント事業」に関心がとてもあります。

【部会長】

これは区単独の事業でしょうか。

【事務局】

はい。国や都から言われてやっているものではないです。

【部会長】

法律にのっとる事業よりはそういうのを優先して見たいですよ。

ではこちらを評価しましょうか。

<異議なし>

最後ですがいかがでしょうか。

【委員】

緊急性ということを考えると 225「徘徊高齢者等緊急一時保護」は見ておいたほうがいいのではないのでしょうか。どんな事業でしょう。

【委員】

24 時間対応可能な宿泊施設に緊急用保護ベッドを確保する事業のようです。

【委員】

知らない事業ですね。それも興味ありますが、227「回復支援家事援助サービス」にも興味があります。

【部会長】

この 2 つですね。他にやりたい事業ある方いらっしゃいますか。

【委員】

234「特別永住者等福祉特別給付金」というのは、新宿だけでなくどこでもやっているのでしょうか。

【事務局】

義務的に行うものではなく、福祉的見地から区が独自に予算措置して実施しております。

【委員】

こういうこともやっているのですね。

【部会長】

昔は年金制度に国籍要件があったため、日本にずっといるのに、在日の方は国籍要件で受けられませんでしたから、それを埋めるという趣旨だと思います。

【事務局】

現在では国籍要件がなくなり、どなたでも年金に入れるようになっていきますので、この事業の対象者は、現在でもこの給付を受けていらっしゃる方だけになります。

【部会長】

今後は減少していく。

【事務局】

はい。徐々になくなっていく制度です。

【部会長】

昭和 57 年に年金の国籍条件が抜けたため、今後なくなっていく過渡的な制度ですね。

ではこの事業は対象から外しましょうか。

<異議なし>

他にはいかがでしょうか。

では 225「徘徊高齢者等緊急一時保護」と 227「回復支援家事援助サービス」のうちどちらを評価するか選んでいきましょう。ご意見ある方はどうぞ。

【委員】

金額的にも同じくらいですね。

【部会長】

区民のニーズを考えるとどうでしょうか。

【委員】

両方大事ですね。

【委員】

認知症の方が徘徊されちゃうと、危ないですね。

【委員】

大変ですね。

【部会長】

御本人も危険ですし。

【委員】

227「回復支援家事援助サービス」というのはどのような事業なのでしょう。

【委員】

一定条件に該当する高齢者が退院直後や通院治療中などで一時的に家事援助が必要な場合に短期的な家事援助サービスを提供することにより早期の回復を促し、要介護状態となることを防止するという事業のようです。

【部会長】

要介護までいかないけど、退院した直後とか一時的に体が弱っている人を援助する。

【事務局】

そうですね。病気、怪我などをして、そのまま寝たきりの状態になってしまうことを防ぐ目的もあって、できるだけ早くに回復していただけるように家事などをお手伝いするといったものでございます。

【委員】

私は回復支援の方がいいような気がします。

【委員】

私は区民の命ということを考えれば、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」を見る必要があると思います。徘徊高齢者へのケアがきちんとできているか評価することは大事だと思います。

【委員】

命が懸っているという意味では確かにそうですね。

【部会長】

では 225「徘徊高齢者等緊急一時保護」にしますか。

<異議なし>

確認します。第2部会の評価対象としては、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」、228「ちょこっと困りごと援助サービス」、232「介護支援ボランティア・ポイント事業」、83「母子・

家庭相談員の活動」、87「学校安全対策」を抽出します。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

【事務局】

最後に、暫定ではありますが、必須事業を含めた全ての評価対象事業を読み上げます。
215「シルバーピア（高齢者集合住宅）の運営」、216「特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理」、219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」、220「老人福祉施設への入所等措置」、221「一人暮らし高齢者等への助成」、222「紙おむつ購入費助成」、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」、226「高齢者緊急ショートステイ事業」、228「ちょこっと困りごと援助サービス」、230「一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等」、231「認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業」、232「介護支援ボランティア・ポイント事業」、246「介護予防事業の実施」、247「高齢者総合相談センター事業」、251「後期高齢者医療制度」、79「母子生活支援施設」、83「母子・家庭相談員の活動」、84「ひとり親家庭への支援」、87「学校安全対策」、89「学校等警備委託」、90「学童擁護委託」、191「感染症予防関連法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）」、192「予防接種」、以上 23 の経常事業を第 2 部会ではご評価いただくことになります。よろしくお願いします。

【部会長】

かなりの数になりますが、本当によろしくお願いします。一番自治体行政にかかわる部分ですからやりがいはあると思います。

本日の議事については以上になります。

次にその他ということで、事務局から連絡事項等あればどうぞ。

【事務局】

はい。それでは、今後の流れについてご説明いたします。

本日ご調整いただいた対象事業の割り振りについては、第 3 部会でお諮りいただいたうえ決定となります。場合によっては差し戻しで審議となる場合もありますのでご了承ください。

それから、評価にお使いいただく経常事業のシートについては、ヒアリングの 2 週間前までにはお手元に届くように作業を進めております。ただし、現在正に調整等々行っている状況ですので、多少遅れる可能性がございます。

また、今年度は所管課との文書による質問のやりとりをしたいと考えております。この文書質問についても事務局から様式等を送付させていただきます。文書の質問に対する回答はおおむね 1、2 週間程度掛かりますので、ヒアリングまでに聞いておきたいご質問等がある場合、お早目のご提出をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

何かご意見・ご質問等あればどうぞ。

【委員】

次回 6 月 17 日は何をするのでしょうか。

【事務局】

計画事業評価対象の抽出となります。

計画事業につきましては、今年度と来年度で評価対象全体を評価することとなりました。

計画が全部で 30 事業対象ございますので、そこから 15 事業を選んでいただくこととなります。

【委員】

選び方などはどのようにになりますか。

【事務局】

評価の効率性やヒアリング等がありますので、出来ればブロックで考えていただきたいと思います。

それから、今回經常事業で評価する所管についてはヒアリング、文書質問等が結構な負担になりますので、特に評価対象の多い課については一定のご配慮をいただければと思います。

【委員】

なるほど。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

では次回は先ほど事務局からあったとおり、計画事業評価対象の抽出となります。

本日は以上で閉会とします。

お疲れ様でした。

< 閉会 >